

表附-22 パナマの締結した通商条約の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	A	GATS	B	C	D	E	F	G
電気通信ルール									
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール									
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用			附 5	13.04	13.03	12.2		16.2	13.2
[1]公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)						12.3			13.3
[2]番号ポータビリティ									13.3
[6]再販売の許容									13.3
[3]ダイヤリング・パリテ、電話番号使用の非差別									13.3
電話番号使用の非差別									13.3
[20]海底ケーブルシステムへのアクセス						12.5			13.5
・主要なサービス提供者のルール									
[5]不利でない待遇						12.4I		16.4I	13.4
競争条件セーフガード			約 参 1	13.07	13.06	12.4II		16.4II, III	13.4
[6]再販売の許容									13.4
[9]ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与									13.4
相互接続			約 参 2			12.4VI		16.4IV	13.4
◇技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続			約 参 2.2			12.4VI		16.4IV	13.4
◇差別的でない条件及び料金			約 参 2.2			12.4VI		16.4IV	13.4
◇自己の子会社等よりも不利でない品質			約 参 2.2			12.4VI		16.4IV	13.4
◇細分化され透明で合理的な条件,原価に照らして定める料金			約 参 2.2			12.4VI		16.4IV	13.4
◇伝送網の終端点以外の接続点での相互接続			約 参 2.2			12.4VI		16.4IV	13.4
◇[13]接続約款又は協定による相互接続									13.4
◇交渉手続きの公の利用可能性			約 参 2.3			12.4VI			13.4
◇[14]接続協定のファイリング						12.4VI			13.4
◇相互接続に関する取り決めの透明性			約 参 2.4						13.4
◇相互接続の紛争解決			約 参 2.5			12.4VI			13.4
[17]専用回線によるサービスの提供及び料金									13.4
[18]コロケーション等の確保						12.4III			13.4
[19]電柱,管路,線路敷設権へのアクセス						12.4IV			13.4
[2]番号ポータビリティ						12.4V			
・政府規制に関するルール									
独立の規制機関			約 参 5					16.7	13.7
ユニバーサルサービス			約 参 3					16.5	13.8
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示			約 参 4					16.3	13.9
希少な資源の分配及び利用			約 参 6					16.6	13.10
[23]規制機関による執行								16.8	13.11
[24]紛争解決								16.9	13.12
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性			附 4	13.08	13.07			16.10	13.13
[25]技術中立性									13.14
国際標準の促進			附 7	13.10	13.09			16.13	
[26]情報サービス(付加価値サービス)への非規制				13.05	13.04				13.6
端末の技術基準				13.06	13.05				
[27]規制執行の差し控え								16.11	13.15
協力			附 6	13.11	13.10				
デジタル貿易ルール									
電子的送信への関税不賦課									14.3
[33]デジタルプロダクトの無差別待遇									14.3
[36]電子商取引関係法等の透明性									14.4
[44]国境を越えた情報の移転の許可									14.5
[48]情報交換、協力									14.5
ネット知的財産保護ルール									
[54]インターネットドメインネーム割当の適正手続き									15.4
[55]サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン)									15.11xxvii

- A) Panama - Dominican Republic FTA (June 8, 1987)
 B) Panama - Central America FTA (El Salvador, April 11, 2003; Costa Rica, November 23, 2008; Honduras, January 9, 2009; Guatemala, June 20, 2009; Nicaragua, November 21, 2009)
 C) Panama - Chinese Taipei FTA (January 1, 2004)
 D) Panama - Singapore (July 24, 2006)
 E) Panama - Chile FTA (March 7, 2008)

- F) Panama - Peru FTA (May 1, 2012)
 G) Panama-United States Trade Promotion Agreement (October 31, 2012)

註：GATSは、「モデル参照文書」にフルコミットした場合の項目。GATSの「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。

(各協定から筆者作成。)